特別児童扶養手当の更新手続きをされる方へ

療育手帳又は身体障害者手帳の有無等により,**診断書を省略できる**など提出書類が 異なります。詳しくは以下の表をご確認ください。

また、各区・総合支所への申請手続きが有期満了月(令和6年7月末日)を過ぎた 場合、手当の不支給期間が生じる場合がございますのでご注意ください。

裏面に記載の重要なお知らせも必ずご確認願います。

【注】一般的なものを掲載しています。これ以外の場合などは、事前に各区・総合支所担当窓口にご確認ください。 支給停止の方につきましては、証書を交付しておりませんので、証書の提出は不要です。

手帳の種類	_	_	提出書類など	
なし	-	_	 再認定請求書 証書 診断書 	

手帳の種類	判定	手帳の判定年月日	提出書類など	
	A	R6. 4. 1~R6. 7. 31 以外	 再認定請求書 証書 診断書 療育手帳 	
療育手帳		R6. 4. 1∼R6. 7. 31	① 再認定請求書② 証書③ 療育手帳④ 療育手帳判定書の写しを得るための同意書	
	В	_	 再認定請求書 証書 診断書 療育手帳 	

手帳の種類	等級	手帳の有期認定期限	提出書類など	
身体障害者手帳	1級 ~ 3級	R6. 7. 31 までの日	 再認定請求書 証書 診断書 身体障害者手帳 	
(内部障害以外)		R6. 8. 1 以降の日	① 再認定請求書② 証書③ 身体障害者手帳 ※診断書省略可	
	4級		"事前に各区・総合支所担当窓口にご確認ください。"	
身体障害者手帳 (内部障害)	1級 ~ 4級	_	 再認定請求書 証書 診断書 身体障害者手帳 	

重要なお知らせ

- (1) <u>災害や事故など、やむを得ない理由(人為的な理由ではないもの)により、提出期限(令和6年7月末日)までに診断書等の提出ができない場合は、期限までに各区・総合支所担当窓口へご相談ください。</u>正当な理由があると認められ、かつその理由がやんだ後15日以内に診断書等を提出された場合のみ、手当の不支給期間は生じません。
 - (2) 診断書提出による障害判定の結果、手当額(級)が変更になる場合があります。

変更前		変更後	手当額(級)の変更時期	
1級	\Rightarrow	2級	「診断書」の作成月の翌月から	
1級・2級	\Rightarrow	"非該当"	「砂例音」の作成内の金月から	
2級	\Rightarrow	1級	「額改定請求書(等級変更)」の提出月の翌月から	

~ 等級変更により過払い返納金が発生する例 ~

<児童1人の場合>

区分	診断書の作成月		
	6月		7月
1級 ⇒ 2級	- 返納金が 発生します	18,490円	
1級 ⇒ "非該当"		55,350円	返納金なし
2級 ⇒ "非該当"		36,860円	

- ※該当児童数、診断書の作成月により返納金額は変わります。
- ※令和6年4月~令和6年7月分の手当は、令和6年8月9日に振り込まれる予定です。上記の返納金が発生する例に当てはまった場合、診断書の作成月が令和6年6月のときは、8月9日に振り込まれた手当のうち、7月分が返納金となります。

上記「等級変更により過払い返納金が発生する例」のとおり、**早く診断を受けた** 場合に障害の程度が下がると、診断を受けた月の翌月から手当が減額となるため、 お支払いした手当額を後から返していただくことがありますので、ご注意ください。

申請・お問い合わせ先

青葉区保育給付課 Tu 225-7211 宮城野区保育給付課 Tu 291-2111 若林区保育給付課 Tu 282-1111 太白区保育給付課 Tu 247-1111 泉区保育給付課 TEL 372-3111 宮城総合支所保健福祉課 TEL 392-2111 秋保総合支所保健福祉課 TEL 399-2111 仙台市